

第1節	基本方針（第79条）
第2節	人員に関する基準（第80条）
第3節	設備に関する基準（第81条）
第4節	運営に関する基準（第82条—第85条）
第5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第86条・第87条）
第6章 介護予防居宅療養管理指導	
第1節	基本方針（第88条）
第2節	人員に関する基準（第89条）
第3節	設備に関する基準（第90条）
第4節	運営に関する基準（第91条—第94条）
第5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第95条・第96条）
第7章 介護予防通所介護	
第1節	基本方針（第97条）
第2節	人員に関する基準（第98条・第99条）
第3節	設備に関する基準（第100条）
第4節	運営に関する基準（第101条—第109条）
第5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第110条—第113条）
第6節	基準該当介護予防サービスに関する基準（第114条—第117条）
第8章 介護予防通所リハビリテーション	
第1節	基本方針（第118条）
第2節	人員に関する基準（第119条）
第3節	設備に関する基準（第120条）
第4節	運営に関する基準（第121条—第126条）
第5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第127条—第130条）
第9章 介護予防短期入所生活介護	
第1節	基本方針（第131条）
第2節	人員に関する基準（第132条・第133条）
第3節	設備に関する基準（第134条・第135条）
第4節	運営に関する基準（第136条—第145条）
第5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第146条—第153条）
第6節	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第1款	この節の趣旨及び基本方針（第154条・第155条）
第2款	設備に関する基準（第156条・第157条）
第3款	運営に関する基準（第158条—第162条）
第4款	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第163条—第167条）
第7節	基準該当介護予防サービスに関する基準（第168条—第174条）
第10章 介護予防短期入所療養介護	
第1節	基本方針（第175条）
第2節	人員に関する基準（第176条）
第3節	設備に関する基準（第177条）
第4節	運営に関する基準（第178条—第184条）
第5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第185条—第191条）
第6節	ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第1款	この節の趣旨及び基本方針（第192条・第193条）
第2款	設備に関する基準（第194条）
第3款	運営に関する基準（第195条—第199条）
第4款	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第200条—第204条）
第11章 介護予防特定施設入居者生活介護	
第1節	基本方針（第205条）
第2節	人員に関する基準（第206条・第207条）
第3節	設備に関する基準（第208条）
第4節	運営に関する基準（第209条—第220条）
第5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第221条—第227条）
第6節	外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第1款	この節の趣旨及び基本方針（第228条・第229条）
第2款	人員に関する基準（第230条・第231条）
第3款	設備に関する基準（第232条）

第4款 運営に関する基準（第233条—第237条）

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第238条・第239条）

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 基本方針（第240条）

第2節 人員に関する基準（第241条・第242条）

第3節 設備に関する基準（第243条）

第4節 運営に関する基準（第244条—第251条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第252条—第254条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第255条・第256条）

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 基本方針（第257条）

第2節 人員に関する基準（第258条・第259条）

第3節 設備に関する基準（第260条）

第4節 運営に関する基準（第261条—第265条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第266条—第268条）

## 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 前項に規定するもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(2) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。

(3) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。

(4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

#### (申請者の要件)

第3条 法第115条の2第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

#### (指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第4条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

### 第2章 介護予防訪問介護

#### 第1節 基本方針

第5条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、要支援状態となった場合においても、可能な限り、利用者が居宅において要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

#### (訪問介護員等の員数)

第6条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）とごとに有しなければならない訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第5節

までにおいて同じ。) の員数は、常勤換算方法で、2. 5以上とする。



（管理者） 第7条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに防訪問介護事業所の職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の職務に従事する常勤の管理者がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の職務に従事せざる者と同様に同一敷地内にある他の事業所又は同一敷地内にある他の事業所に従事する常勤の管理者を有する。

、又は第3節に於ける事務の基準を適用するに關する問題を規定する。



#### 第4節 運営に関する基準

### (内容及び手続の説明及び同意)



2 事業者は業者に対する訪問を防護する予定を決定する。

- は、使用者の前又は使用者の当該条項に該する承認の方法で、その他の防護器具の取扱いを規定する文書を報法訪問の方法で、該文書を該業者に提出する。該業者は、該文書を該業者に提出する。該業者は、該文書を該業者に提出する。

(1) 用処理の電子機器と情報機器の電子回路設計に係る技術を用いて、電子機器の電気的性質を測定する。また、電子機器の構成要素を分析する。

に記録する方法に備えられたファイルに記入する計画を用いて、電話による訪問機関に問題を報告する旨の記述を記入する。この記述は、電話による訪問機関に問題を報告する旨の記述を記入する。

族の利用電線を用いて、又は機器の接続による方法で、該電線の通電回数を測定する。この測定法は、電線の通電回数を測定するための装置を、該電線に接続する。この装置は、電線の通電回数を測定するための装置を、該電線に接続する。

- 又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを作成する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 指定介護予防訪問介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (提供拒否の禁止)
- 第10条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由がなく指定介護予防訪問介護サービスの提供を拒んではならない。
- (サービス提供困難時の対応)
- 第11条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該指定介護予防訪問介護事業所が通常時に当該事業を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
- (受給資格等の確認)
- 第12条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護サービスの提供を求められた場合には、指定介護予防訪問介護サービスの提供を求める者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。
- (要支援認定の申請に係る援助)
- 第13条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始時において要支援認定を受けない利用申込者について要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に對して行われる場合であつて、必要と認めるとともに遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前には要支援認定の更新の申請がなされるよう当該利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- (心身の状況等の把握)
- 第14条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
- (介護予防支援事業者等との連携)
- 第15条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を終了するときは、利用者又はその家族に對して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- (介護予防サービス費の支給を受けるための援助)
- 第16条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始時において、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行省令」という。)第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により介護予防サービス費の支給を受けることができることを説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービ

ス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（施行省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第18条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、当該書類を提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した場合には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した場合には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護を提供した場合には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者に支払われる介護予防サービス費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用する者から受けとることができるものとする。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に当該訪問介護員等の同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第24条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第26条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者に対し、この章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行いうものとする。

3 サービス提供責任者（第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。

- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- (運営規程)
- 第27条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 通常の事業の実施地域
  - (6) 緊急時等における対応方法
  - (7) その他事業の運営に関する重要な事項
- (介護等の総合的な提供)
- 第28条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。
- (勤務体制の確保等)
- 第29条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。
  - 3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。
- (衛生管理等)
- 第30条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- (掲示)
- 第31条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の建物内の見やすい場所に、第27条に規定する重要な事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。
- (秘密保持等)
- 第32条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。
  - 3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておかなければならぬ。
- (広告)
- 第33条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽の又は誇大なものであってはならない。
- (介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)
- 第34条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、介護予防支援事業者又はその従業者に対して金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- (苦情処理)
- 第35条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
  - 3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村から求めが

あった場合は、当該改善の内容を報告しなければならない。

- 4 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、当該改善の内容を報告しなければならない。

（地域との連携）

- 第36条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

- 第37条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

（会計の区分）

- 第38条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

- 第39条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならぬ。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の介護予防訪問介護計画とともに、当該利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

## 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問介護の基本取扱方針）

- 第40条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその指定介護予防訪問介護の質の改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

- 4 指定介護予防訪問介護事業者は、その提供する指定介護予防訪問介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定介護予防訪問介護の質の改善を図るよう努めなければならない。

- 5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならぬ。

- 6 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

- 7 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針）

- 第41条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画（以下「介護予防訪問介護計画」という。）を作成すること。

(3) 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。

(4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容に

について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。



### 第6節 基準該員數



(管理看板)  
4.4 条

- と防他者が事業所を訪問するに当り、該当事業所は、その職業事務所としての役割を果す。従事者は、該当事業所の職員として、該当事業所の職業事務所としての役割を果す。

(設備及び備品等)

- 第45条 基準該当介護予防訪問介護事業所には、基準該当介護予防訪問介護の事業の運営を目的として、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第45条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

- 訪問するする  
防する対  
予対に  
該利る  
護に者  
介者用  
当用利  
該利る  
條族家  
6家の居  
第4の居  
同居同合  
のしる  
等だす  
員た當  
該なず  
ての  
等せ号  
員さ各  
護をの  
介供次  
問提が  
訪の護  
、護介  
は介問  
業訪防  
事防予  
護予護  
、介護介  
間問介る

には、この限りでない。

- (1) 介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定介護予防訪問介護のみによっては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
  - (2) 当該介護予防訪問介護が、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合
  - (3) 当該介護予防訪問介護が第43条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
  - (4) 当該介護予防訪問介護が入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
  - (5) 当該介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等の介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合
- 2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等に当該訪問介護員等の同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第41条第2号の介護予防訪問介護計画の実施状況等からみて当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるとときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。  
(準用)
- 第47条 第1節、第4節（第16条、第21条第1項、第23条、第28条並びに第35条第4項を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護につついて法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービスの額」とあるのは「内容」に、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」に、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」に、第26条第3項中「第6条第2項」とあるのは「第43条第2項」と読み替えるものとする。
- 第3章 介護予防訪問入浴介護  
第1節 基本方針

第48条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業は、可能な限り、利用者が居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）  
第49条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行なう者（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに有しなければならない指定介護予防訪問入浴介護従業者」という。）及びその員数は次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 1以上  
(2) 介護職員 1以上

- 2 介護予防訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
  - 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者を同一の事業所併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第49条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことができる。
- （管理者）  
第50条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

## 第3節 設備に関する基準

第51条 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、指定介護予防訪問入浴介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第51条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第52条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した場合は、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した場合は、利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにならなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第53条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他診療等必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関(指定介護予防訪問入浴介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。)へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第54条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第55条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) サービスの利用に当たっての留意事項

(7) 緊急時等における対応方法

(8) その他事業の運営に関する重要な事項

(記録の整備)

第56条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

(準用)

第57条 第9条から第20条まで、第22条、第24条及び第29条から第38条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第55条」と、第30条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

第58条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその指定介護予防訪問入浴介護の質の改善を図らなければならぬ。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供する指定介護予防訪問入浴介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定介護予防訪問入浴介護の質の改善を図るよう努めなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的な取扱方針)

第59条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第48条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(4) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者の中1人を当該サービスの提供の責任者とすること。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等の理由から入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

(5) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用すること。

#### 第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第60条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が当該事業を行なう事業所(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに有しなければならない基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

(1) 看護職員 1以上

(2) 介護職員 1以上

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第60条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第61条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を有しなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(設備及び備品等)

第62条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所には、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第62条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第34条まで、第35条(第4項を除く。)及び第36条から第38条まで並びに第1節、第4節(第52条第1項及び第57条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの

項第利2該準項問  
1り2準基2訪る。  
第とよ第基「第当す  
9条定とはの2準の  
第5規」のる5基も  
第5の容るあ第「る  
と第項内あと、はえ  
」る4「と」との替  
者す第は」等」るみ  
業用条の護品等ある  
從準3る介備品とと  
護て5あ問び備」  
介い第と訪及び護項  
浴お法」防備及介前  
入にて額予設備浴「  
予第護ビ指2の定ある  
問い合わせの護「設入は  
問3つ費介中の問の  
防6にス定項他訪る  
入にて額予設備浴「  
予第護ビ指2の定ある  
はる防予当3るし2  
のあ予護該第い當前  
介は問サな条槽い」  
「の訪防し0浴な項  
あ」介るスとにに中  
と条定けビ」護ス項  
7指受一護介ビ3  
等2該をサ介浴一第  
員第当払領浴入サ条  
護「支受入問領同  
介中容て理問訪受、  
問条内つ代訪防理と  
訪1「わ定防予代」  
3中代法予護定護  
中第条に「護介法介  
定び0者中介当「浴  
規及2用条当該中入

## 第4章 介護予防訪問看護

第1節 基本方針

## 第2節 人員に関する基準

(看護師等の員数)  
第65条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに有しなければならない看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）は、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。）次に掲げる従業者  
ア 保健師、看護師又は准看護師（以下の条において「看護職員」という。）  
イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

(2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。）指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員

2 前項第1号ア及びイ並びに第2号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号アに掲げる従業者 常勤換算方法で、2.5以上  
(2) 前項第1号イに掲げる従業者 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当事数  
(3) 前項第2号に掲げる従業者 適当事数

3 前項第1号アの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第一65条第1項に規定する指定訪問看護事業と同一の事業所において、前3項に規定する基準をかつ、指定介護予防訪問看護をいう。以下同一サービス等基準条例第65条第1項、第2項及び第3項に規定する指定訪問看護は、指定訪問看護事業にすとが満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしている。）

(管理者)  
第66条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

- 2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならぬ。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。  
3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行つために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

### 第3節 設備

- 2 指定介護予防訪問看護の事業の運営を確実に実現するためには、指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確実に実現するためには、指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確実に実現するためには、指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確実に実現するためには、

## (サービス提供困難時の対応)

第68条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

## (介護予防支援事業者等との連携)

第69条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供を終了するときは、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

## (利用料等の受領)

第70条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供した場合は、利用者から利用料の一部として当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行いう場合は、当該指定介護予防訪問看護に要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

## (同居家族に対するサービス提供の禁止)

第71条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等に当該看護師等の同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

## (緊急時等の対応)

第72条 看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

## (運営規程)

第73条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他事業の運営に関する重要な事項

## (記録の整備)

第74条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の第78条第2項に規定する主治の医師による指示の文書、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書とともに、当該利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

## (準用)

第75条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第38条まで及び第54条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第73条」

と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第76条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその指定介護予防訪問看護の質の改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、その提供する指定介護予防訪問看護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定介護予防訪問看護の質の改善を図るよう努めなければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

6 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

7 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

#### (指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第77条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第64条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書(以下「介護予防訪問看護計画書」という。)を作成し、主治の医師に提出すること。

(3) 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。

(4) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対しても説明し、利用者の同意を得ること。

(5) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した場合は、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付すること。

(6) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第2号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当かつ適切に行うこと。

(7) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(9) 特殊な看護等を行わないこと。

(10) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。

(11) 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出すること。

(12) 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行うこと。

(13) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出すること。

(14) 前号の介護予防訪問看護計画書の変更を行う場合には、第1号から第12号までの規定の例によること。

(15) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合には、第2号から第6号まで及び第10号から第14号までの規定にかかるらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第78条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指

定介護看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護の提供を開始する場合は、主業によりは受けなければならない。  
3 指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。  
4 前条第15号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

## 第5章 介護予防訪問リハビリテーション

## 第1節 基本方針

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第80条 介護予防訪問リハビリテーション事業者」とは、(以下所定の事業者を「事業者」という。)事業法による定義に該当する者を指す。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第3節 設備に関する基準

第81条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の運営を行つたために必要な広さを有する専用の区画を設け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならぬ。

- 2 指定業者による訪問は、ことしの基準で、事業者の指定を受けた事業所を対象として実施する。この調査は、事業者の運営状況や従業員の労働条件などを把握するためのものである。

#### 第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)  
第82条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合は、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 な用と定費  
し利額規する  
該け基項要  
当る準にす  
スを費第の  
ビ払ス条も  
一 支ビ 4  
サら一 6す  
領かサ第當  
受者防 律相  
理用予法にら  
代利護るンな  
定に介すヨば  
法合る関シれ  
事提シ療ハう  
ヨンを一医リ上  
者しン確リし  
業供ヨのビに  
シヨリ者訪な  
シヨリ問又介  
ハビ訪項定差  
シテ一ハ高予生  
該リハ防1指た  
問リ予第ち理  
訪問護条う令  
防訪介3の不  
予防定6付に  
護予指第給聞  
介護び法のの  
指定介及險養  
の康るの保療額



- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。  
(済用規程)

(運営規程)  
第83条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針  
(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容  
(3) 営業日及び営業時間  
(4) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額  
(5) 通常の事業の実施地域  
(6) その他事業の運営に関する重要事項

## (記録の整備)

第84条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の介護予防訪問リハビリテーション計画とともに、当該利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

## (準用)

第85条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条及び第69条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第83条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

## 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

## (指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第86条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその指定介護予防訪問リハビリテーションの質の改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、その提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定介護予防訪問リハビリテーションの質の改善を図るよう努めなければならない。

5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

6 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

7 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

## (指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画（以下「介護予防訪問リハビリテーション計画」という。）を作成すること。

(3) 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。

(4) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。

(5) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付すること。

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うこと。

(7) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこと

を旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

- (8) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。
- (10) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (11) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
- (12) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うこと。
- (13) 前号の介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行う場合には、第1号から第11号までの規定の例によること。

## 第6章 介護予防居宅療養管理指導

### 第1節 基本方針

第88条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、可能な限り、利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行なう保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師を行なう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行なう保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が通院が困難な利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

第89条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行なう者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに有しなければならない従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導事業所従業者」という。）は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業者
    - ア 医師又は歯科医師
    - イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士
  - (2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師
  - (3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員）
- 2 前項第1号ア及びイ、第2号並びに第3号に掲げる従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号アに掲げる従業者 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当事数
  - (2) 前項第1号イに掲げる従業者 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当事数
  - (3) 前項第2号に掲げる従業者 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当事数
  - (4) 前項第3号に掲げる従業者 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当事数

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス等基準条例第90条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一括して運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第91条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第3節 設備に関する基準

第90条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて

受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第92条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (利用料等の受領)

第91条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合は、利用者から利用料の一部として当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、当該指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

##### (運営規程)

第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) その他事業の運営に関する重要事項

##### (記録の整備)

第93条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

##### (準用)

第94条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条及び第69条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第92条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

##### (指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第95条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその指定介護予防居宅療養管理指導の質の改善を図らなければならない。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定介護予防居宅療養管理指導の質の改善を図るよう努めなければならない。

5 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たなければならない。

6 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。  
 (指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに、利用者又はその家族に対し療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- (3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあつた場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。
- (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言は、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。この場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。
- (6) それぞれの利用者に提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うこと。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
- (4) それぞれの利用者に提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

3 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行ことを目標とし、利用者又はその家族に対し療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- (3) それぞれの利用者に提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

## 第7章 介護予防通所介護

### 第1節 基本方針

第97条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(以下「指定介護予防通所介護」という。)の事業は、可能な限り、利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)  
 第98条 指定介護予防通所介護の事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護事業者」という。)が当該事業を行なう事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)ごとに有しなければならない従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。)及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している

時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が次のア又はイに掲げる利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上確保されるために必要と認められる数
- ア 15人以下 1  
イ 16人以上 利用者の数から15を控除して得た数を5で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。第5項及び第6項において同じ。）を、常時1人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項第1号の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設（入所定員が29人以下の指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に併設される指定介護予防通所介護事業所には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員による指定期介護予防通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われていると認められる場合は、指定期介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所に生活相談員を有しないことができる。
- 5 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 7 第1項から第3項まで及び前項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを行う。
- 8 第1項第4号の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定期介護予防通所介護事業所には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の機能訓練指導員により当該指定介護予防通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われていると認められる場合は、指定期介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所に機能訓練指導員を有しないことができる。
- 9 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができる。
- 10 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定期介護予防通所介護の事業と指定期通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第99条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定期介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第3節 設備に関する基準

第100条 指定介護予防通所介護事業所は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 食堂
- (2) 機能訓練室

- (3) 静養室（他の場所で静養することが一時的に困難な心身の状態にある者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。）  
 (4) 相談室  
 (5) 事務室
- 2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
- (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項各号に掲げる設備のほか、指定介護予防通所介護事業所には、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 4 第1項各号に掲げる設備及び前項に規定する設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 第4節 運営に関する基準
- (利用料の受領)
- 第101条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した場合は、利用者から利用料の一部として当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用  
 (2) 食事の提供に要する費用  
 (3) おむつ代  
 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担せることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、基準省令第100条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護予防通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- (運営規程)
- 第102条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針  
 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容  
 (3) 営業日及び営業時間  
 (4) 指定介護予防通所介護の利用定員  
 (5) 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額  
 (6) 通常の事業の実施地域  
 (7) サービスの利用に当たっての留意事項  
 (8) 緊急時等における対応方法  
 (9) 非常災害対策  
 (10) その他事業の運営に関する重要な事項  
 (勤務体制の確保等)
- 第103条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めなければならない。
- 2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の待遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第104条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第105条 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受け入れに努めなければならない。

(衛生管理等)

第106条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(食事)

第107条 指定介護予防通所介護事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第108条 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の介護予防通所介護計画とともに、当該利用者に対する指定介護予防通所介護の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

(準用)

第109条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第38条まで及び第54条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第102条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

第110条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその指定介護予防通所介護の質の改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、その提供する指定介護予防通所介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定介護予防通所介護の質の改善を図るよう努めなければならない。

5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目して、利用者ができることを目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、支援するこながい。目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならぬ。

6 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう方法によるサービスの提供に努めなければならない。

7 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第111条 指定介護予防通所介護の方針は、第97条に規定する基本方針及び前条に規

定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行いう期間等を記載した介護予防通所介護計画（以下「介護予防通所介護計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した場合は、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供を開始した場合は、少なくとも1月に1回、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、利用者に対するサービスの提供状況等について当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行いう期間が終了するまでの間に、少なくとも1回、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
- (11) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うこと。
- (12) 前号の介護予防通所介護計画の変更を行う場合は、第1号から第10号までの規定の例によること。

#### （指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点）

第112条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの提供に当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されているものその他の適切なものを探求すること。
- (3) サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供を行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

#### （安全管理体制等の確保）

第113条 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、あらかじめ、緊急時の連絡方法を定めなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいては、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行いう等の必要な措置を講じなければならない。

#### （第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準）

##### （従業者の員数）

第114条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準

該当介護予防通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。)ごとに有しなければならない従業者(以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。)及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
  - (2) 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員(専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が、次のア又はイに掲げる利用者(当該基準該当介護予防通所介護(指定居宅サービス等基準条例第133条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上確保されるために必要と認められる数
    - ア 15人以下 1
    - イ 16人以上 利用者の数から15を控除して得た数を5で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数
  - (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員(当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時1人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができる。
- 5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対しても個別に実施されるものを行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むため必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができる。
- 7 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第133条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- (管理者)
- 第115条 基準該当介護予防通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を有しなければならない。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
- (設備及び備品等)
- 第116条 基準該当介護予防通所介護事業所には、次に掲げる設備及び備品等を備えなければならない。
- (1) 食事を提供する場所
  - (2) 機能訓練を行う場所
  - (3) 静養のための場所
  - (4) 生活相談のための場所
  - (5) 事務連絡のための場所
- 2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 食事を提供する場所及び機能訓練を行う場所 食事を提供する場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

- (2) 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項各号に掲げる設備のほか、基準該当介護予防通所介護事業所には、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 4 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第135条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準をもって前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。  
(準用)
- 第117条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第34条まで、第35条(第4項を除く。)、第36条から第38条まで及び第54条並びに第1節、第4節(第101条第1項及び第109条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第117条において準用する第102条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第20条中「内容、当該指定介護予防訪問介護サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「内容」と、「第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
- 第8章 介護予防通所リハビリテーション
- 第1節 基本方針
- 第118条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、可能な限り利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- 第2節 人員に関する基準
- 第119条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行なう者(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)が当該事業を行なう事業所(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに有しなければならない指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
- ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、次に(ア)又は(イ)に掲げる利用者(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者)をいう。以下同じ。)の指定通所リハビリテーションをいう。指定通所リハビリテーションの事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める数以上確保されていること。
- (ア) 10人以下 1  
(イ) 11人以上 利用者の数を10で除して得た数
- イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者を100で除して得た数(その数に1に満たない端数がある場合は、これを切り上げる。)以上確保されていること。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の員数の基準は、次のとおりとすることができる。
- (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数に係る場合の区分に応じ提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、それぞれア又はイに定める数以上確保されていること。
- ア 10人以下 1  
イ 11人以上 利用者の数を10で除して得た数(その数に1に満たない端数が生

じた場合は、これを切り上げる。)

- (2) 前号に規定する人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が常勤換算方法で、0.1以上確保されること。
- 3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第137条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第138条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第3節 設備に関する基準

第120条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行ふにふさわしい専用の部屋等であつて、3平方メートルに利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じて得た面積以上のものを設けなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションの用に供されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に対処するため必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第139条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

（管理者等の責務）  
第121条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に必要な管理の代行をさせることができる。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）  
第122条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他事業の運営に関する重要事項

（衛生管理等）

第123条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（食事）

第124条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

（記録の整備）

第125条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の介護予防通所リハビリテーション計画とともに、当該利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供の終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録  
(準用)

第126条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第69条、第101条及び第103条から第105条までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第122条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第127条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその指定介護予防通所リハビリテーションの質の改善を図らなければならぬ。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、その提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定介護予防通所リハビリテーションの質の改善を図るよう努めなければならない。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たなければならない。

6 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

7 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

#### (指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第128条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第118条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げておるところによるものとする。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主として、医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下この節において「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行なう期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成すること。

(3) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。

(4) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

(5) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合は、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付すること。

(6) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行なうこと。

(7) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行なうこと

を旨とし、利用者又はその家族に対しリハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(8) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(9) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供を開始した場合は、少なくとも1回、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、利用者に対するサービスの提供状況等について当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでの間に、少なくとも1回、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。

(10) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。

(11) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うこと。

(12) 前号の介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行う場合には、第1号から第10号までの規定の例によること。

（指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点）

第129条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されているものその他の適切なものを探すこと。

(3) サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第130条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、あらかじめ、緊急時の連絡方法を定めなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときににおいては、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他診療等が必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## 第9章 介護予防短期入所生活介護

### 第1節 基本方針

第131条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、可能な限り、利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

#### （従業者の員数）

第132条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに有しなければならない指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 1以上

(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上

(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上

(4) 栄養士 1以上



を20人未満とすることができる。

- 設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 5 第132条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合は、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 第3項第1号から第6号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。  
ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。  
イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。  
ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項、防災に関する事項等について十分考慮すること。
  - (2) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行いう際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
  - (3) 浴室 要支援者の入浴に適したものとすること。
  - (4) 便所 要支援者の使用に適したものとすること。
  - (5) 洗面設備 要支援者の使用に適したものとすること。
- 7 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。
  - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
  - (4) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。
  - (5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- 8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第153条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- #### 第4節 運営に関する基準
- （内容及び手続の説明及び同意）
- 第136条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を開始する場合は、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して第141条に規定する運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について当該利用申込者の同意を得なければならぬ。
- 2 第9条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。
- （指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了）
- 第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により必要があるときは、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために必要があるときは、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。
- （利用料等の受領）
- 第138条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合は、利用者から利用料の一部として当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予

防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合にあっては、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 基準省令第135条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第135条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（基準省令第135条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第135条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### （身体的拘束等の禁止）

第139条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

#### （緊急時等の対応）

第140条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他診療等が必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関（指定介護予防短期入所生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

#### （運営規程）

第141条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（第132条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他事業の運営に関する重要事項

#### （定員の遵守）

第142条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 第132条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

#### （地域等との連携）

第143条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流を図らなければならない。